

# IFRS news

## 一方で加え、他方で取り除く — 関連当事者についての開示

March 2012

PwCのEli Sellerは、2011年度の年次財務諸表において、初めて、企業と経営幹部との機密性の高い契約の開示が必要になることについて、経営者に注意喚起しています。

2009年11月、国際会計基準(IAS)第24号「関連当事者についての開示」は、政府関連企業に対する、政府とのすべての取引を開示するという要求を削除し、また関連当事者の定義を明確にするために改訂されました。この改訂では、多数の企業、特に国営企業に対する開示要求が減らされることについて2点に焦点が当てられました。しかし、関連当事者とのコミットメントの開示要求など、他のいくつかの改訂および明確化も含まれました。これは、企業と経営幹部との間のコミットメントにまで及んでいます。「コミットメント」とは、まだ発生していないが、契約上の約束または推定的債務のいずれかである取引を意味します。この改訂によって、その他の関連当事者の開示が大きく増加する可能性があります。

現在、どのような種類の契約を開示する必要があるのでしょうか？企業から資産を購入するという、企業と関連当事者との間の契約は、まだ購入が発生していない場合でも開示する必要があります。また、貸付を行うというよう、経営幹部に対する企業のコミットメントも開示する必要があります。このようなコミットメントは、事象が発生するまで会計上の影響がないために「取引」とみなされず、以前は開示されていないことがよくありました。

あらゆる誤解を避けるため、コミットメントについての明確な言及が基準に追加されています。そのため、報告企業は、2011年度の年次財務諸表においてコミットメントを初めて開示する可能性があります。経営者は、必要な情報を収集して開示するために、この変更を認識しなければなりません。これらは、例えば企業から資産を購入する権利のように、機密性が高い開示である可能性があります。

あらた監査法人  
東京都中央区銀座 8丁目 21番 1号  
住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)  
お問い合わせ: [aratapr@jp.pwc.com](mailto:aratapr@jp.pwc.com)

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくをお願いします。